

YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY

「ロータリーを実践し みんなに豊かな人生を」 **Engage Rotary Change Lives**

2013-14年度 RI会長/ロン D.バートン RI.D2590ガバナー/市川緋佐麿

横浜旭RC会長/安藤公一

国際ロータリー第2590地区

兵旭ロータリークラブ

横浜市旭区二俣川1-2 後藤ビル2F TEL.045-365-3273 FAX.045-365-3132

Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp 〒241-0821

ニ俣川相鉄ライフ 4 Fコミュニティサロン 毎週水曜日/12時30分~ 1 時30分



2014年5月28日 第2152回例会 VOL. 45 No. 44

- 会 副 SAA 市川 慎二 圖司
- ■開会点鐘 会 長 安藤 公一
- ■吝 唱 それでこそロータリー SL 北澤 正浩
- ■出席報告

会 員 数	33名	本日の出席数	30名
本日の出席率	100%	修正出席率	100%

■他クラブ出席者

佐藤(横浜鶴峰 RC)

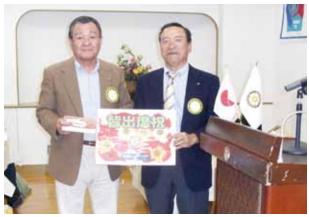
■ビジター

市村 茂夫殿(横浜瀬谷 RC)

■ゲスト

ナムフォン・ナラサワッドさん (青少年交換留学生)

■皆出席者表彰



8年 敏会員 内田

■米山功労者メジャードナー表彰



吉野 寧訓会員

■会長報告

5月も終盤を迎え、これから暑さと湿気の 高い季節に向かっていきます。梅雨の季節は 体調を壊しがちとなります。皆様これからの 季節を元気にお過ごし頂きたいと思います。

日本ロータリー親睦ゴルフ北海道大会が 6/23 (月)ツキサップゴルフクラブにおいて開催 されるとの案内がまいりました。ご興味をお 持ちの方は、今から回覧を回しますのでご覧 ください。

サッカー女子は、決勝戦で豪州を破り見事 アジアカップ初優勝を飾りました。蒸し暑い ベトナムの地で中2-3日の短いインターバル の状況で良く戦い、そして良く勝ち切りまし

た。たいしたものです。

鶴峰RC、岩沼RCと合同の米山記念館訪問旅行があと4日に迫ってまいりました。この機会に両クラブの皆様とも大いに友好を深めてきたいと思っております。

交換留学生のナムフォンさんが来ています。 7月半ばにタイに帰られる予定ときいております。残された1ヵ月半を有意義にそして元気に過ごして貰いたいと思っています。

本日は、増田さんの卓話です。楽しみです。 宜しくお願いします。

○地区関係

- 1) 6/11 内の例会に本年度ガバナー補佐の瀬谷 RC 小澤様、次年度ガバナー補佐の新横浜 RC の杉本様がご来訪される予定です。
- 2) 6/28 出に青少年交換留学生の終了式がナビオス横浜で予定されています。
- 3)6/6 \(金に新旧会長幹事会が開催されます。 福村さん、増田さん、漆原さん宜しくお願い します。

○クラブ関係

- 1) 期の計画書の提出は 5/31 です。次期の委員長の方お忘れなき様お願いします。
- 2) 6/25 の今期最終例会は、夜間例会となります。
- 3) 来週 6/4 (水に理事役員会を開催します。 理事役員の方、ご予定ください。

■幹事報告

例会臨時休会のお知らせ ○横浜南ロータリークラブ 日時 5月31日出 定款により休会

■ナムフォンちゃん、近況報告



みなさん、こんにちは! 8/14 から 10 ヶ月 位になりました。私はいっぱい良い思い出を 作りましたけれど、まだ行ったことがない、 行きたいところがあります。例えば大阪です。 大阪はたこ焼きとお好み焼が有名なので行っ てみたいです。他は北海道に行きたいです。 北海道のカニを食べました。満足したけれど、 将来は家族と北海道に旅行したいと思います。

最近は二宮麻理子さん、二宮ときこさん、ときこさんの友達と一緒に東北旅行に行きました。楽しかったです。4/26 朝に新幹線で鳴子温泉駅に行き、電車で仙台に行って、菜の花を見ました。そしておにこうべでゆもとを見たり、温泉たまごを食べました。おいしかったです。昼ごはんを食べてから、桜まつりに参加しました。鳴子温泉にはいっぱい山があるので、私のおばさんのうちに行くみたいで、なつかしかったです。夕方ホテルにつき、お風呂に入りました。疲れたけれど気持ちよかったです。夜10時位にライトアップした夜桜と星を見に行きました。すごくきれいでした。星は多くてよく見えました。

次の日、朝露天風呂に入りました。初めてなのでちょっと緊張しました。そしてぎんざ温泉でお店に入ったり、ソフトクリームやカレーパンを食べました。おいしかったです。最後はまたぎんざ温泉の露天風呂に入りました。まわりの景色も見え、とても良かったです。すか、新幹線で帰りました。この旅行は本当に良い思い出になりました。たくさんのきれいな景色とおもしろい場所を見て楽しかったです。東北に行くチャンスをくださって本当にありがとうございました。

■5分間情報

斎藤 善孝

今回「心に残るロータリー体験」というテーマを与えられましたが、私のロータリー歴 13年の中で一番心に残っている体験は、平成 23年7月から 24年6月までの1年間、会長を経験したことです。特に、この年度は大変な当り年でありました。それは IM と地区協議会の二つの大役を担ったことです。このことによ



り、私の大きな不安は、会員の皆さんに大き な負担を掛けてしまうのではないかという事 でした。

IMについては、第4・第5グループのガバ ナー補佐に関口さんが就任され、当クラブが IMの大会を担当することになりました。当初 は、会長としてどのように関わっていったら いいのか皆目見当もつきませんでした。実際 には関口さんが中心となって、今野実行委員 長と共に検討を進めていきました。一番重要 な事は、大会のテーマを何にするかという事 でした。最初のうちは、なかなかテーマが決 まりませんでした。検討を重ねていくうちに 「震災が問いかけるものとは、東日本大震災か ら一年を経て」という、この年度に合致した 素晴らしいテーマに決まりました。これが決 まれば、後は具体的な準備に入ることができ、 講師の依頼や各人の役割分担も順調に決めて いくことができました。災害という、いつ何 時起こるかも分らない問題をテーマに取り上 げ、大会に出席された皆さんに対し大きなイ ンパクトを与えたと思っています。

次に、地区協議会については、五十嵐実行委員長が中心となり、組織作りや役割分担も順調に進めていました。その中で大きな問題が一つありました。それは半年経っても会場の予約がなかなかと取れなかったことです。最悪の場合は、第2候補の会場も考えていた程でした。結果的に最初の会場がとれましたが、五十嵐さんの胸の中は大変不安であったと思います。この様な状況の中で、私自身勉強になった事がありました。それは五十嵐実

行委員長の責任者としての資質です。会場の 手配ができない中で、焦らず、冷静に、そし て緻密に検討を進めていったことです。

この二つの大きな大会のお手伝いを、会員の皆様は文句の一つも言わずによく協力し、 大会を成功裏に終わらせたことです。ロータ リーの組織はすごいなと強く思いました。

以上この二つの事が、私の心に残るロータ リー体験です。

■ニコニコ BOX(会員敬称略)

市村茂夫殿(横浜瀬谷 RC) /メークアップに 参りました。お世話になります。

安藤 公一/①増田さん、卓話宜しくおねがいします。②祝、なでしこ JAPAN アジアカップ初優勝。③瀬谷 RC 市村さん、ようこそ。

福村 正/①増田さん、本日の卓話宜しく お願いします。②横浜瀬谷 RC 市村茂夫様、よ うこそお越し下さいました。③ナムフォンちゃ ん、ようこそ!

吉原 則光/5月最後の例会卓話。増田さん のおもしろい為になる話を、楽しみにしてい ます。

安藤 達雄/増田さん、本日の卓話よろしく お願いします。

内田 敏/先週欠席でした。本日皆出席頂きました。有難うございます。

斎藤 善孝/①妻への誕生日祝いのお花ありがとうございました。②市村さん、ナムフォンさん、ようこそ。

兵藤 哲夫/①先週の市川さんの卓話、ためになり興味深く聞かせていただきました。又、いい卓話お願いします。②本日は次期会長増田さんの卓話で、楽しみです。

岡田 清七/①増田会員の卓話楽しみに聞かせていただきます。②昨日、善光寺にお参りしてきました。

太田 勝典/市村さん、ようこそ。

杉山 雅彦/①本日、監査が入りましたが無事合格!ロータリーに出席できてホッとしています。②増田会員、卓話楽しみにしております。

市川 **慎二**/妻の誕生日にお花を頂きました。 ありがとうございます。

佐藤 真吾/①瀬谷 RC 市村さん、ようこそ。 ②増田さん、卓話よろしくお願いします。③ ナムフォンさん、ようこそ。

■卓話 「事実って何?」

増田嘉一郎



1) 事実の認定

裁判で争われるのは、その多くは法律の解釈(最高裁判所の解釈を判例という。)ではなく、事実がどうだったかが当事者の言い分で食い違っており、その食い違う事実をどう認定するかの問題である。

平成16年7月裁判員制度に関する法律が制定された。平成21年8月から素人が裁判にかかわっている。事実も民主主義によって決まる。

戦前に立法化された陪審員制度は、今でも 法律は生きているそうだが、我国ではほとん ど利用されなかった。

我国では、市民による事実認定を信頼する 土壌がなかったのである。アメリカの陪審員 裁判の結果に、事実とは異なると我国のマス コミは騒ぐ。しかしアメリカ市民は、人種差 別の中で陪審員制度が果たしてきた機能を評 価し、その結果に納得している。裁判におけ る事実認定に対する認識が異なるからである。

我々弁護士は常に事実は何かを考えさせられている。本日は、私が法科大学院で学生達に授業で話していることの一端を紹介する。

皆さんはこれから法曹を目指す法科大学院の 学生になったつもりで聞いてもらえればと思 う。皆さんが企業の経営を考える上でも、ご 参考になるのではと思っている。

2) 裁判における事実

①歴史的事実の再現

民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の各訴訟手続は、過去の歴史的な事実を対象とする。その過去の歴史的な事実の再現を試みている。 各訴訟手続は過去の一定の事実を正確に確定することを基本理念とする。それは、裁判所が、三段論法により事実に対して法を適用して法的解決を図る。前提となる事実が誤っていたなら法的解決も誤ったものとなる。市民の裁判所に対する最大の期待である正しい事実認定が、裏切られる。

②当事者主義

しかしながら、訴訟の目的が歴史的な事実 の再現にあるとしても、その目的達成の手段 として、訴訟法はいずれも証拠を当事者に出 させ、関係者の供述も相手方立会いのもとに 弾劾させて、証明は当事者に委ねている。 事者主義をとる。歴史的事実発見のために 両当事者が立ち会って、攻防を尽くす対審的 訴訟構造が最も適しているということである。 そして真実の発見、事実の解明は、この訴訟 手続の中で要求されるのである。判決もいう 保障はない。歴史的事実発見を重要視するな ら、事実に疑いがある限り、どこまで ら、事実に疑いがある限り、どこまで ら、なければならないことになる。

しかし歴史的事実の再現という正義は、法 的安定という訴訟上の正義により、制約を受 けるのである。裁判も証拠による人間の判断 である以上、真実発見が不能という事態を避 けることはできない。対審構造の裁判では、 自己に有利な事実を主張する当事者が証明責 任を負う。証明できなければ、その言い分と なった事実が認められないことになる。証明 責任の制度は人間の行う手続に伴う必要悪と いうことになる。

裁判の結果確定された事実は、歴史的事実 発見を絶対視する観念のもとでは理解できないものとなる。しかし、この訴訟手続の制約 のなかで確定された事実が、裁判における事 実であり、司法制度の中で、その信頼を維持 するために、それが真実であると市民により 支持されなければならないのである。

歴史的事実の発見は、訴訟における形式手続と相容れないものとなるが、制度としての訴訟手続は、安全な認定を要求するのであり、両当事者が関与する訴訟手続の保障という法形式を要求している。適正手続の故に過去の歴史的事実が発見できないとしても、長い目でみれば、それが裁判所の認定をより安全なものとし、司法への信頼を維持するのである。

そこでの歴史的事実の発見は、訴訟の場における証拠を介しての認定として行われるのであり、過去の「存在」としての事実ではなく、現在の「認識」としての事実だということである。そうすると、訴訟という認識の場から眺められた事実は、歴史的事実に無限に接近することができたとしても、ついにそれには一致することのない局限概念だということができよう。

3) 事実の見方

事実を見極めるための3つの見方を紹介する。

① 価値観を介しての事実

歴史小説を読むと、作者により過去のでき ごとが全く異質のもとなっていることが良く ある。これは作者の思想、価値観を通して物 事をみているからである。戦前の中国におけ る日本軍の行動など、見方が相反することに より国際問題に発展しかねない例もある。

近代に至り事実の問題と価値の問題を分離した考え方が登場した。1つのイデオロギーによって事実を見るのではなく、むしろイデオロギーをもった人聞が、イデオロギーを極力出さないように禁欲的な立場で事実を見つめる。これが、科学的な精神として重要とされた。科学は価値の問題を決定することがで

きない。価値の問題は知的にはまったく決定できないからであり、真偽の領域の外にあるからだと言われた。これは科学的精神の原則を言ったという意味では正当なことである。

しかし、現代は、一方でむしろ事実と価値を分離することを十分に認識していないという弊害を生じさせていると同時に、他方で事実と価値をまた分離し過ぎる、峻別し過ぎるという誤りを、同時に犯しているともいわれる。

事実と価値の問題は、いわゆる事実と権利の問題とも言われている。しかし権利の問題としてみるなら、ことさらに事実と価値とを区別しないで、曖昧のままでこれを処理しようという風潮があることを否定することはできない。

例えば、警察官が被疑者を取調べるにあたっ て、有罪となるべき事実だけを選別して供述 調書を作るという傾向がある。民事事件にお ける相手方の主張、例えば黙示の契約(意思 表示)を基礎づける事実もまた同様である。 黙示の契約というのは、大家が所有する店舗 の不法占拠者と毎朝挨拶することにより、無 償の使用貸借契約の成立が認められるという のが、その例である。この場合の事実という のは、1つの価値をもった事実をいうのであ り、いわゆる事実と価値とをむしろ故意に混 同させようとする傾向である。そういう場合 に、事実と捜査官の意見、事実と相手方の評 価を伴った言い分、すなわち事実と価値とを 混同させないように、これを批判・分離してし、 かなければならないのである。

他方、評価であるのに、事実であるかのようにいうことがある。たとえば、公務員が賄賂を受け取ったときの、贈収賄事件における「職務に関して」の問題の場合などは、事実の問題というよりも、事実に基づく法律的な評価の問題といえるのである。それが混同されて、評価であるにもかかわらず、いかにも事実であるかのようにいう。

交通事故を起こしたときの「過失」も同様

である。過失は刑事裁判でも、民事裁判でも 問題となる。これは、いろいろな事実を総合 しての評価なのである。これはむしろ、事実 と価値との区別を曖昧にしようとする例であ る。

弁護士の世界では、弁護士が裁判所に提示する事実には、価値判断が必然的に入っている。事実と評価の違いは、程度の差である。その言葉を聞いたときに、具体的なイメージの湧くのが事実で、それだけでは具体的なイメージが湧かないのが評価だといっている。

そうすると、事実と価値との問題はきわめて簡単に峻別できるものではない。事実を「選ぶ」ということは、そこに価値観がはいっている。その価値観というものをきわめて禁慾的に抑止して、事実を見るということの必要性を強調する。

しかし人間の知識というのは、つねに目的とか価値とかいうものによって選択されていくものである。現実の人間の具体的な思考のなかでは、経験的な事実と目的価値の二つのカテゴリーが常に互いに関係し合い協力し合って新しい問題を発見していくと言われている。

事実というのは、むしろ価値観との関連性のなかにある。事実というのは、あるでき事の解釈であるという面がある。事実と価値とが容易に峻別できないということである。事実と価値を峻別するということより、このような事実と価値との関係を把握することが重要なのである。

②仮説としての事実

次に事実は仮説であるということである。 事実の分析のために必要なことは、科学的な精神をもつことである。科学的な精神とは、 事実を正しいものと独断しないということ、 仮説として認識すること、そして、事実は自 分にはわからないとしてあきらめないことで ある。科学的な精神とは、先入観とのあくな き戦いであり、自由にして柔軟な精神である。 科学者は一般人に比べて軽々しく物事を信じ ない傾向をもっていると言われている。 科学的であるということは、いわば暗やみにサーチライトのような照明を当てて、その 先の光の当たった面をみるにすぎないこと、 すなわち、全体をすべて捉えているという独 断を排して、あくまでも全体のある一つの裁 断面をみているということ、科学の認識は、 断層写真のようなものであるとの自覚がなければならないのである。

つまり、コンピューターによってこの社会がすべて動かされると考えるのは、もはや科学的精神ではないのである。科学的な精神から、一つの仮説を立てることによって、その仮説が、かりに結果的に間違っていたとしても、むしろ一つの跳躍台として進歩に役だつのである。この仮説に対して、真撃な疑念を持つということである。

すなわち、まじめに疑うということである。 それが、この仮説ということの意味である。 この仮説は、実験によって検証をすることが 必要なのである。今まさに問題となっている STAP なるものの問題も、その実験の中で起き た問題である。そして、この事実が仮説であ るということを忘れると、自らを迷路に陥ら しめることになる。

たとえば、警察官が、ある嫌疑という仮説 を立てて被疑者を取り調べているにもかかわ らず、その被疑事実が一つの仮説にすぎ、な いということを忘れて、いつのまにか警察官 が収集した一方的な証拠によって、この被疑 事実が証明されたかのように思い込む。この 被疑事実という仮説がアリバイによって崩さ れるということを、いつのまにか忘れて、被 疑者を軽々しく真犯人と即断する誤りを犯す。 これは、警察官のみならず、刑事裁判において、 検察官の作成した起訴状が一つの仮説である ということを忘れた裁判官にも当てはまるこ とだといえる。検察官の主張する起訴事実は 一つの仮説で、ある。証拠によって立証され ないかぎりは無罪の推定を受けるという考え 方、これが科学的な精神ともいうべき仮説を もって考える精神である。

民事事件において、書証は証拠の王であると言われる。書証は事実経過の中の点であり、 人証は点と点を結ぶ線であるとされる。

そこでまず、点である書証を検証する。特に相手方に有利な書証は細部までチェックする。そこに当方有利な事実が隠されている、見落とされていることが応々にある(例、契約書の収入印紙、朱肉)。それを相手方の人証の反対尋問に使う。相手方の描いた線はズタズタに切れるのである。証拠の王、書証も1つの仮説である。目の前にある事実は仮説であり、これを疑うことが必要なのである。 ③異なる視点からの事実

民事事件において、訴えた原告代理人弁護士の訴状に書かれたの請求の原因(請求の根拠となる事実)とは、原告代理人の色眼鏡(価値判断)を通して選択された一つの仮定の上に立った結論である。

訴えられた被告の被告代理人弁護士が、原告代理人と同じ視点で事実をみれば、原告代理人と同じ結論になるのは当然である。そこで被告代理人は、視点を変えてみるということが必要となる。いわゆる従来からの論理的な考え方(これを垂直思考という)をやめて、別の立場で見るということである。

もはや救いのないと考えられる窮地に立っ た場合に、その突破口を見出すためには、視 点をかえて、従来の常識を破った論理を見出 すことである。視点を変えるとは、まずは第 1に、相手の主張する事実を統一的に支配す るアイディアを見つけることであり、第2に は、それとは異なるいろいろな見方を探し求 めることであり、第3に、そのためには論理 的思考の強い固定観念から抜け出すことであ り、第4に、偶然のチャンスを掴むことであ る。 この4つの原理にもとづいて新しいア イディアを発見することなのである。同じワ インが半分入っている瓶でも、楽天家は、半 分残っていると見るのに対して、悲観主義者 は逆に半分空っぽになっていると見るような ものである。ハーバード流交渉技術の本では、

交渉が行き詰まったときには、視点を変えろ という。

例として、姉妹が1個のオレンジを取り合って喧嘩をしていた。母親が姉妹にオレンジをどうするかと聞くと、姉は皮で、マーマレードを作りたいといい、妹は実を食べたいという。仲良く1個のオレンジを分けさせたという話が載っている。

また、シャーロック・ホームズの助手ワトソン博士は、犬が何もしていないようだから事件に関係がないという見方をしたが、シャーロック・ホームズは、見方をかえて、犬が何かするだろうと思われていたのに、何もしなかったということは、非常に重要なことだといって、そこから事件を解決した。そういう視点をかえてみるということが、重要なことである。同じ現象であるのに違う面が見えてくるのである。

これもある本でみた話であるが、視点について、次のような話がでている。父親が幼い子供を2人刺し殺して自殺を企てたが、死にきれず、事件になった。その弁護士は瀕死の子どもを見舞ったときのことを述べた。その時子どもに「痛いかね?」と聞いたら、子どもは「お父さんがしたんだから痛くない」と答えた。お父さんだから痛くない、これこそほんとうの親子の情である、と書いている。

それまでの裁判に事件の表面はよく見えていたが、裏が見えていなかった。通り一篇に、親子が一緒に暮らす必要性を訴えることは誰でもやる。しかし、さらにこの親子が、真に父子の愛情で、結びついた親子であることを顕出したのである。その見えない裏を見事に見せたのである。

剣道の試合の審判をする人の話だが、こちらを向いているところは誰にでもわかるが、 裏になっている向う側がしっかり見えるようでなければ審判は務まらない、とのことである。物事というものは、動機・原因、あるいは経緯などの表面に現われている以外にいろいろ入りくんだ事情が伏在しているのであり、 真実の把握は、ただ事件の表面だけでなく、 視点を変えその裏にひそむもの、真相を適確 に掴むことが肝心であり、もしそれを見逃し ているような場合には、その裏の真相を法廷 に出して見せるのが、弁護士の役割であり、 腕の見せどころである。

④まとめ

以上事実の3つの見方を紹介した。弁護士の仕事の大半は、裁判官に事実を提示することにあるといってもよい。この3つの見方は、たんに弁護士が法技術に堪能であるスペシャリストだけにとどまっていてはならない、ということを意味している。

弁護士は、医者と同じく、人間を対象とする人間社会の病理現象を相手に仕事をする、といってよい。そのためにも、弁護士は、"専門バカ"にはなれないのである。弁護士の片寄った知識が、法律問題に対する診断を誤らせるようなことがあってはならない。弁護士は、教養を身につけてなければならない。

ここでいう教養とは、単なる学識・多識をいうものではなく、文化に関する広い知識を身につけることによって養われる精神的な豊かさ、たしなみをいう。これを雑学とも呼んでいる。弁護士ならば、共通してもっていなければならない教養という意味である。

しかし、ここで注意しなくてはならないのは、知識や法廷技術を軽視してもよいとすることではない。弁護士法2条がいうとおり、知識や法延技術の研績に努める、ということをも忘れてはならないのであり、それが前提となっているということである。

■ロータリージャパンより

END POLIO NOW

いまこそポリオ撲滅のとき

ポリオ(小児まひ)は、体がまひしたり命を落とすことさえある病気です。国際ロータリーでは資金集めをしたり、ワクチン投与をしたり、長年にわたってポリオの撲滅に取り組んできました。

○最終段階に向けて

2013年6月、国際ロータリーとビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団は、ポリオの撲滅活動を支援するパートナーシップの拡大を発表しました。今後5年間、ロータリーがポリオ撲滅の寄せる寄付に対して、ゲイツ財団が2倍の額を上乗せするというものです(対象となる寄付額は各年3,500万ドルまで)。このパートナーシップを通じて、最高総額5億2,500万ドルの資金を確保できることになります。

ロータリーがこれまでにポリオ撲滅活動で 寄付した総額は、12億ドルに上ります。寄付 金は、すべてポリオ感染国での予防接種活動 に充てられます。

ロータリアンたちは、もちろんお金を集めていただけではありません。多くのロータリアンが道路もないようなへき地に分け入り、紛争地帯に赴き、実際にポリオワクチンを子どもたちに届けるための活動もしています。紛争地帯では、双方の代表者を説得してポリオワクチン投与のために一時休戦にしたり、宗教上などの理由からポリオワクチンの投与を拒む人々を説得したり、さまざまな活動をしてきました。

世界中のさまざまな地域にロータリークラブがあり、ロータリアンたちが活動をしています。それぞれの地域で、ロータリアンたちがさまざまな形で、すべての子どもたちにポリオワクチンの投与をするために努力を続けています。

ポリオ撲滅まで「あと少し」ですが、そのための資金不足は深刻な問題です。街で募金活動をしているロータリークラブの会員を見つけたら、ぜひ、ご協力ください。また、ロータリークラブの会員でなくても、公益法人ロータリー日本財団を通してポリオ撲滅のための寄付をすることができます。

皆さまのご協力をお待ちしています。

週報担当 内田 敏

■次週の卓話 (6/11)

職業卓話 今野 丁三会員